|  |
| --- |
| **令 和 ４ 年 度****大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業****【　公　募　要　領　】** |

 県内における観光消費を促し、観光産業の振興に寄与するため、自然、歴史、食など本県の魅力的な地域資源を活かした体験型のサービスを開発し、来県者への提供に取り組む事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成します。

|  |
| --- |
| **［受付期間］**令和４年４月１２日（火）～５月３１日（火）（１７：００必着） （土曜日・日曜日・祝日を除く。）　　　※応募に当たっては、令和３年５月１７日（火）までに当室あて事前相談を行ってください。事前相談がない場合の申請は受付できません。**［提出先・問い合わせ先］** 大分県商工観光労働部観光局観光誘致促進室　国内誘致班　　　　　〒８７０－８５０１　大分市大手町３丁目１番１号 　　ＴＥＬ：０９７－５０６－２１２３　　　　　ＦＡＸ：０９７－５０６－１７２９ 　　Ｅ-ｍａｉｌ：a14190@pref.oita.lg.jp |

**１　公募する事業の詳細**

(1)　事業の内容

対象となる事業は、次の①、②のいずれにも該当するものとし、観光消費の促進につながる事業とします。

①自然、歴史、食など本県の魅力的な地域資源を活かした体験型のサービス等を提供する事業であること。

②収益が期待できる有料のサービスを提供し、観光消費額の向上を図る事業であること。

(2)　事業実施主体

　　　この事業において事業実施主体は、次の①～④に掲げるものとする。

①県内に主たる事務所を有する中小企業者等

②県内に主たる事務所を有する中小企業者等で構成された団体

③県内に主たる事務所を有する中小企業者等を含むコンソーシアム

④その他、観光消費額の向上を促進すると知事が認める団体

(3)　中小企業

法人については、「資本金又は出資の総額」または「常時使用する従業員数」が次に該当していること。

個人については、常時使用する従業員数が次に該当していること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　種 | 資本金又は出資の総額 | 常時使用する従業員数 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウエア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 宿泊業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業） | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| 製造業、その他（上記に掲げる業種を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |

(4)　補助金額

●補助率　　　１／２以内

●補助上限額　１００万円以内

(5)　補助対象経費

 採択取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 補助対象経費の内容 |
| 報償費 | 講師謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等 |
| 旅費 | 講師旅費、調査・研究事業に要する旅費等 |
| 消耗品費 | 事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等※消耗品とは単体で取得価格が２万円未満のもの |
| 修繕料 | 事業実施のために必要となる改修工事費等注）内装・設備・施設工事費は必要最小限度とすること。 |
| 役務費 | 通信運搬費、広告代、手数料、保険料等 |
| 委託料 | ホームページ・ＰＲ動画等作成委託､調査委託､行事運営委託等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機器・物品の借上料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料 |
| 工事請負費 | 事業実施に必要不可欠と認められるもの |
| 備品購入費 | 事業実施に必要不可欠と認められるもの |
| 注）以下の経費は補助対象経費から除く・事業者の運営経費　　・土地の購入に要する経費及び補助費 |

**２　応募について**

(1)　応募期間　　**令和４年４月１２日（火）～令和４年５月３１日（火）**

 　持参または郵送とも５月３１日（火）１７時００分　必着

(2)　受付方法　　別添の**「令和４年度大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業実施計画認定申請書等」を正本１部副本６部**（参考資料を添付する場合は当該資料を**７部**）を**持参または郵送（必着）**で提出してください。

(3)　提出先・問い合わせ先　大分県商工観光労働部観光局観光誘致促進室（大分県庁本館７階）

　　　　　　　　　　　　　 　TEL　097-506-2123　　FAX　097-506-1729

 (4)　注意事項　　認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。

　　　　　　　　 　応募いただいた書類は返却しません。

**３　選定方法等**

(1)　補助事業の認定

提出された書類に基づいて、外部の有識者等で構成する「大分県地域資源活用型観光サー

ビス開発支援事業審査会」での審査結果を踏まえ、事業の実施効果が高いと見込める１０件程度の事業を認定します。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

　(2)　認定基準

次の項目を総合的に評価します。

①市場ニーズの理解度

②サービスの魅力とターゲティングの妥当性

③PRから実施、料金回収までサービス全体の完成度及び工夫の有無

④事業の収益性

⑤本県の観光消費促進への貢献可能性

⑥働き方改革への取組姿勢

(3)　通知・公表

採択結果については６月下旬に申請者あて通知するほか、県ホームページで公表します。

**４　採択された場合の留意点**

(1)採択された応募者（以下「事業者」といいます。）には、採択通知書を送付しますので、

大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請

書を定めた期日までに提出していただきます。

(2)県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。

（※この決定日以降でないと補助事業には着手できません）

(3)事業者は、交付決定通知書の受理後補助事業が完了した場合は、交付要綱に基づき実績報告

書を提出していただきます。

(4) 原則として、令和５年２月２８日（火）までに事業を完了してください。

(5)実績報告書の内容審査後、事業者に補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。

(6)補助金は、原則として補助金の額の確定通知書を送付後にお支払いしますが、一部概算払により支払うことも可能です。

(7)補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後５年間保管していただきます。

(8)補助事業により改装した事務所等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限

されます。

(9) 採択された取組については、概要を県のホームページ等で公表するほか、先進的取り組み事

例として事例発表をお願いすることがあります。

(10)事業実施主体は、本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報告を求められた場合、県へ報告していただきます。

(11)大分県補助金等交付規則、大分県地域資源活用型観光サービス開発支援事業費補助金交付要綱等の規定に従っていただきます。